

法務省民一第529号
令和3年3月17日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

地方公共団体の戸籍事務の郵便局における取扱いについて（通達）

標記について、令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号。以下「法」という。）に基づき、郵便局において、法第2条第1号に規定する戸籍謄抄本等の交付の代理請求の受付の事務を取り扱わせることを可能とするよう提案があり、地方分権改革有識者会議等における検討を経て、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、「代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等（2条1号）については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。」とされました。

これを踏まえ、平成14年2月4日付け法務省民一第314号当職通達第1の2（2）中「また、当該戸籍又は除籍に記載され、又は記録されている者の代理人又は使者からの戸除籍謄本等の交付の請求に係る事務も、郵政官署において取り扱わせることはできないものとする。」を削り、法第2条第1号に規定する請求の受付及び当該請求に係る引渡しの事務については、代理人又は使者が請求するものであっても郵便局において取り扱わせることができるものとしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。